

Information 町民税務課

町税などの納付は、口座振替をご利用ください！

## 固定資産税は5月2日が納期限です

固定資産税(1期)の納期限などは、次のとおりです。

- 納期限 令和4年5月2日(月)
- 納付場所 ①あぶくま信用金庫 本・支店  
②福島さくら農業協同組合 本・支店  
③東邦銀行 本・支店  
④いわき信用組合 本・支店  
⑤ゆうちょ銀行 東北6県の各支店  
⑥福島銀行 本・支店  
⑦大東銀行 本・支店

- ⑧広野町役場 出納室
- ⑨コンビニエンスストア
- 口座振替日 あぶくま信用金庫  
令和4年5月2日(月)  
その他の金融機関  
令和4年4月27日(水)  
※口座振替については、振替日前に口座残高のご確認をお願いします。

問 広野町 町民税務課 ☎0240-27-4160

Information 生涯学習課

## 「文化の薫り高いまちづくり」へ向けて文化交流施設 完成

旧幼稚園舎は、昭和51年3月に建築され、昭和55年11月に増築した建築物です。平成31年4月広野こども園の開園に伴い、役目を終えることになった旧幼稚園舎の活用について、平成30年度に「広野幼稚園舎有効活用検討委員会」が設置され、旧広野幼稚園舎の有効活用法について検討が行われました。検討した結果は「広野幼稚園舎有効活用提言書」として取りまとめられ、平成30年12月5日、広野幼稚園舎有効活用検討委員会より町長に提出され、福島再生加速化交付金(既存ストック活用まちづくり支援)等を活用し、文化交流施設として整備を行いました。

今後は、多くの人々が集う新たなコミュニティの場として活用していきます。

### 供用開始日

令和4年4月19日(火)

### 開館時間

午前9時～午後7時

※土日祝日は、午前9時～午後5時

町民向けの内覧会を令和4年4月17日(日)

午前9時～午後5時に予定しております。



### 駐車場

外構工事が完了していないため、駐車場が使用できません。築地ヶ丘公園駐車場・公民館駐車場をご利用ください。

工事が完了しましたら、改めてお知らせします。

### 各部屋の用途など

#### 【文化財等展示資料室】

庁舎内資料室に保管している恐竜の化石・広野町から出土した埋蔵文化財を展示。

#### 【出土品保管室】

埋蔵文化財等の出土品を分別、洗浄及び保管する保管室。

#### 【展示室】

広野で誕生した童謡に関する資料や「童謡まつり」において誕生した童謡に係る作品の展示及び町民が制作した絵画や写真などを展示。

#### 【文化活動交流室】

誰もが自由に文化活動交流をすることができる交流室。

#### 【ホール】

郷土文化等に関する図書を配架。キッズコーナー併設。

#### 【高等教育機関研究室】

学術協定を締結している大学等の活動拠点となる研究室。

#### 【多目的ホール】

各種イベント、展示会、講演会など幅広く活用できる多目的ホール。

問 広野町 生涯学習課 ☎0240-27-3244

Information 総務課

## 広野町タクシー利用料金助成事業のご案内

町民誰もが安全で安心して生活できるまちづくりのため、日常生活での移動手段に不安を感じている高齢者などを対象に、タクシー利用料金の一部を助成します。

### 対象となる方

広野町に住民票(住民基本台帳)を有し、以下の要件に該当する方

- (1) 申請日の属する年度の4月1日現在において75歳以上の方
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)などの規定による手帳の交付を受けた方
- (3) 妊娠中または出産後1年以内の方
- (4) 運転免許証を自主返納した方(ただし、広野町高齢者運転免許証自主返納者支援事業のタクシー利用券を利用する場合は除く。)

### 申請方法

役場総務課窓口にて申請してください。(※申請書は役場窓口で準備します。)

申請の際は、資格に要する本人確認などができるものをご提示してください。



※交付枚数は以下の申請時期により異なります。

- 4～6月に申請した方・・・24枚
- 7～9月に申請した方・・・18枚
- 10～12月に申請した方・・・12枚
- 1～3月までに申請した方・・・6枚

### 利用方法

タクシー券は1枚500円券とし、運賃を支払う際にタクシードライバーに提出してください。(※一度に何枚でも使用できますがおつりは出ません。)

また、タクシー券の有効期限は、利用決定日の属する年度の末日までとなり、利用区間は町内のみとなります。

### 利用できるタクシー会社

広野タクシー有限公司 ☎0240-27-2151

営業時間 午前7時～午後9時

問 広野町 総務課 財政管財課

☎0240-27-2111

Information こども家庭課

## 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金)の申請がお済みでない方へ

現在支給を行っている「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」について、離婚などにより対象児童の養育者になっているにも関わらず、給付金を受け取れない方に対し、対象児童一人につき10万円を給付します。

### ●支給対象者

- ①令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童(中学生以下)
- ②令和3年9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の生徒
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童(新生児)

のうち、

- 中学生以下の場合：8月31日
  - 高校生などの場合：9月30日
- 以降に離婚などにより、現在児童を養育しているものの、給付を受け取っていない方。  
※詳細については、広野町こども家庭課にお問い合わせください。

- 支給額 対象児童1人につき10万円
- 申請期限 令和4年4月28日(木)必着
- 申請先 こども家庭課窓口にて直接または郵送でご提出ください。

問 広野町 こども家庭課 ☎0240-27-2115